

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

も：く：じ

・憲法・財源問題で反撃しよう

・・・富田 偉津男

p2～

・私鉄における巨額の有利子負債とリストラ

・・・植村 好清

p6～

・第10回愛知労働問題研究所総会報告・・・

p13～

・原発問題住民センターが中部電力に

回答を求めた質問書

・・・静岡県連絡センター

p16～

・〈紹介〉山下東彦『戦略としての労働組合運動』

p18～

・研究所便り

p20



● 第124号

○ 2005年11月15日

愛知労働問題研究所

みんなを
怒らすぞ



憲法・財源問題で反撃しよう 「政府税制調査会答申」



富田 偉津男

一 小泉内閣の増税・応益負担(課税)批判

1 はじめに

政府税制調査会の答申が発表されてから、サラリーマン増税問題がクローズアップされ、総選挙を迎える中で自民・公明はこの問題に口をつぐみ、総選挙で大勝してから次から次へと増税策を唱えている。これに対し、様々な角度で民主的勢力から反論されているが、憲法を真正面に据えた議論が少ないように思われる。小論は憲法論をベースに政府税調及びその後の自民・公明の増税論を批判しようとするものである。

2 最大の尺度は日本国憲法である(その 1)

憲法は第 25 条第 1 項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、「社会保障権」を明らかにしている。

また憲法第 25 条第 2 項では「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、「社会保障」に関する義務を規定している。

さらに憲法第 13 条は、個々の国民及び国民全体の幸福を追求する立場にたっている。

こうした尺度からわが国の税制や国民生活及び福祉の現状を直視し問題点を指摘すべきである。

3 日本国憲法の尺度(その 2)

日本国憲法は憲法第 14 条、同 25 条、同 29 条は、税金は応能負担原則(能力に応じて負担する)を定めている。政府税制調査会(以下政府税調)の「論点整理」の税負担の不公平の助長論は後で述べるが、たとえば今問題となっている「生活支援法案」の応益負担論は(政府税調)の税のフラット化、「広く薄くの消費税増税論」に共通する議論である。

障害基礎年金より多額なホテルコストや食費、施設利用料を徴収しようとすることは、税金の大原則である「応能負担原則」に真っ向から反するものである。日本国憲法は第 9 条とともに、国民生活を守る大事な条項を有しているのであって、こうした視点から「生活支援法案」を厳しく批判すべきである。

4 小泉首相の増税大作戦

厚生労働省(以下厚労省)は財源不足を言い、財務省も声高に財政難を強調している。

小泉首相は「自分が総理でいる間は消費税は上げないとし、その間に次から次へと庶民への増税策を(政府税調)に打ち出させ、次の内閣に消費税率を 10 %以上に上げさせるよう画策している。(政府税調)の石会長は、「給与所得控除は過大だから縮小、生活保護費も課税対象、失業給付や休業補償などの社会保障給付も洩れなく課税すべき」と、憲法第 25 条を真っ向から否定する反「健康で文化的生活論」を臆面もなく述べている。

5 小泉首相の最近 3 年間の庶民への増税展示会

平成 15 年度改定

① 配偶者特別控除の廃止 (平成 16 年から)

消費税免税点の切り下げ 免税点 3 千万円から 1 千万円へ切り下げ
(法人・・・平成 16 年 4 月開始事業年度から)
(個人・・・平成 17 年 1 月から)

平成 16 年度改定

② 65 歳以上の公的年金等控除の引下げ(平成 17 年から最低額 140 万円を 120 万円へ)

65 歳以上の老年者控除廃止(50 万円)平成 17 年から定率控除の廃止 平成 17 年で 2 分の 1 切り下げ、平成 18 年度で全廃 (20 %)

市町村民税均等割り 3,000 円に統一(配偶者にも課税)平成 17 年から

平成 17 年度改定

③ 定率減税 全廃

65 歳以上で合計所得金額 125 万円以下の人に対する住民税非課税措置の廃止

6 政府税調の今後の増税計画(6 月 12 日論点整理より)

① 給与所得控除の大削減・・・現行控除額の 30 %の 3 分の 1 か 60 万円程度

② 社会保険料・生命保険料控除なども見直し

③ 個人住民税の大増税 最低税率 5 %を 10 %へ引上げ

④ 最高税率 15 %を 10 %へ切り下げ

給与所得控除はもともと勤労所得控除として法制化されたものであるが、給与所得控除として変質し、トヨタの奥田会長や財界の大経営者もサラリーマンとして給与所得控除が受けられるようになったのである。

こうした障害者・高齢者・サラリーマン・小規模事業者の生活を破壊する大増税、高齢者の医療費の引上げ、障害者の応益負担の強行を今こそ憲法第 9 条と共に憲法第 25 条等を高く掲げて阻止しなければならない。

7 増税策は医療費・介護保険料・支援費に反映

このような様々な増税策により、低所得者に住民税が課税されるようになり、それにより住民税課税世帯として、高齢者医療費、介護保険料、支援費や障害者医療費も

高額な負担を強いられることとなる。結局すべての増税策は国民一般の生活を切り下げるのは勿論、高齢者・障害者・サラリーマンの生活を直撃するのである。

二 わが国の懐具合はどうなっているか

1 勤労者・障害者から増税・お金持ちには減税の「構造改革」

1990 年度と 2005 年度の主な国税収入の比

	1990 年度決算	2005 年度政府予算案	
所得税	26 兆 0000 億円	13 兆 1640 億円	マイナス 12 兆 8360 億円
法人税	18 兆 4000 億円	11 兆 5130 億円	マイナス 6 兆 8870 億円
小 計	44 兆 4000 億円	24 兆 6770 億円	マイナス 19 兆 7230 億円
消費税 (3%)	5 兆 8000 億円 (5%)	10 兆 1640 億円	プラス 4 兆 3640 億円
合 計	50 兆 2000 億円	34 兆 8410 億円	マイナス 15 兆 3590 億円

所得税や法人税は、本来応能負担原則(能力に応じて税を負担する原則)の性格を発揮できる税として、税収の中心となる税である。ところが、所得税・法人税は 15 年前に比して 20 兆円も減収となっている。法人税は 17 年前には税率が 42 %であったが現在は 30 %、所得税の税率区分は 12 段階の累進税率となっていたが現在は 4 段階、最高税率も 50 %から 37 %に引き下げられたままである。これに反し低所得層に逆進的に負担増となる消費税は、地方消費税を含めて 12 兆 7 千億円も増収となっている。

法人税の減収は税率の引下げ等によるものだが、所得税の減収は金持ち減税の一語にすぎる。最たるものは「株式配当」の「分離課税」である。平成 14 年までは上場株式の配当は少額のものを除き総合課税であった。国税・地方税合わせて最高税率は 50 %であるから、配当が 6 億円あれば 3 億円の税を負担していた。15 年 4 月の改正で税率 10 %の「分離課税」となり、負担すべき税額は 3 億円から 6 千万円に一举に引き下げられたのである。このような事例は枚挙にいとまがないほど多い。

小泉政治(自民・公明)はつまるところ、金持ちにやさしく障害者・高齢者やサラリーマンなど勤労者に厳しい政治を行っていることが見て取れる。

2 財源難は与えられた条件か

「財源難」は与件ではない。財源難をいかに打開するか、税財政学者・研究者及び税理士など税の専門家などとの連携を深め、交流を強める中で財源難が人為的に作られたことを明確にすべきである。以下に、不公平税制正す会が行った不公平な税制を正せば、財源はあることを実証した数字があるので紹介する。

税制改正による増収試算 (不公平な税制を正す会の 2005 年度試算)

不公平税制の是正・国税	6 兆 8069 億円
法人税の税率改正	2 兆 8535 億円
所得税の税率改正	1 兆 0143 億円

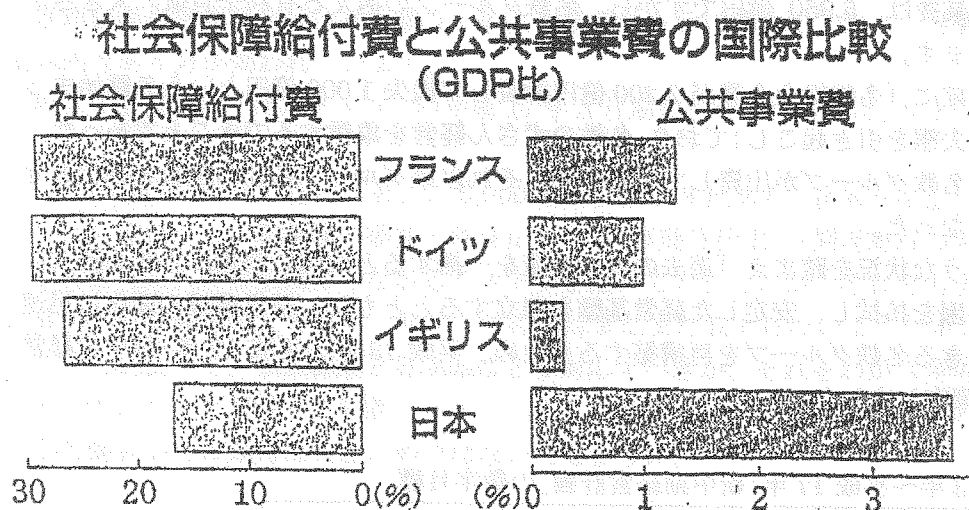
国税合計	10兆6747億円
不公平税制の是正・地方税	5兆1114億円
法人住民税の税率改定	1兆2023億円
地方税合計	6兆3137億円
国税・地方税の増収額	16兆9884億円

3 財政制度審議会報告の危険性

6月に発表された「政府財政制度審議会」意見書は、「医療費」削減、「消費税」増税、そして現在の「逆立ちした財政執行」をさらに強めようとしています。

下図で見るとおり社会保障給付費と公共事業費の国際比較は、世界先進国から見れば逆立ち状態である。

国の経済力GDP（国内総生産）と比較して、社会保障給付費は日本はヨーロッパ諸国の約60%に過ぎず、逆に「公共事業費」の割合は、イギリスの12倍、ドイツ・フランスの約3倍と、いかに日本の財政が「公共事業」に手厚く「社会保障」に冷酷がわかります。財政赤字の解消をめざすなら、「大型公共事業」こそ抑制すべきである。



注) 社会保障給付費の日本は国立社会保障人口問題研究所による社会保障給付費(2002年)、ヨーロッパ諸国はEUROSTAT(欧州委員会統計局)の社会保障費統計(2002年)、公共事業は一般政府総固定資産形成のうち公共事業分(2002年)

(とみだ・いつお/税理士、当所監事)



私鉄における巨額の有利子負債とリストラ

植村 好清

日本のバブル経済は、85年に始まり、90年10月の東京株式大暴落で破裂があらわれた。この時期大企業は大手証券会社の大企業などへの利益保証密約もあって、異常なほどの株式・債券の取引にはしり、土地・不動産の取引などで一獲千金の利益を追求する投機を大規模にくりひろげました。私鉄も例外ではありません。

名鉄グループは、鉄道という条件を最大限生かして、銀行からの借金で土地を買い、容易に利益を上げるために株を買い捲り、またグループ企業の拡大などに過剰な投資をしました。(伊良湖ガーデンホテル、伊良湖花の村、名鉄小牧ホテル、名鉄トヨタホテルなど)

そのため、90年度末の有利子負債は8,700億円に膨れ上がり、年間支払い利息も550億円近くになった。余談ですが、05年2月に開港した中部国際空港の空港建設に要した事業費は、5,950億円ですから、名鉄グループの抱える有利子負債の大きさが想像できます。

バブル期に「名鉄総合企業が2,200億円投資して損失1,000億円という名鉄始まって以来の失態を引き起こし」ており、名鉄のずさん経営を象徴するできごとであった。これには名鉄グループが出資しているので、それ以来グループ各社の経営を悪化させる要因になった。

このような状況を踏まえ「過去の負の遺産を一掃すると同時に将来にわたる経営のリスク要因を払拭し、安定した経営基盤を確立するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる名鉄グループを再構築する」ため、平成13年～平成17年「新中期経営計画」を策定しました。

平成13年～平成17年「新中期経営計画」の数字目標

平成13年度			平成17年度
当期純利益	連結	231百万円	12,000百万円
	個別	538百万円	7,000百万円
連結有利子負債		8,242億円	7,800億円
期末従業員数	連結	42,412人	37,000人
	個別	6,474人	5,000人

※13年度は特別損失を計上している。

この期間における名鉄グループのリストラは、「名鉄グループのリストラ(業種別)」にあるように、名鉄本体では「バス事業の分社化」「鉄道路線廃止」「駅員無配置化」

などを中心に進められ、またグループ関係会社では「ホテル・旅館業」「流通業」「レジャー」からの撤退などを中心に大々的に展開されました。

その結果、名鉄グループの平成 16 年度決算は、「営業利益は 7 期連続の増益、経常利益は 6 期連続の増益となりました」。そして、平成 17 年度末の数値目標については、達成の目途が立ってきました」と述べています。

しかし、平成 16 年度末における名鉄グループの有利子負債残高は、7,570 億円で支払利息 105 億 69 百万円といぜん巨額です。

平成 18 年 4 月からスタートする「新中期経営計画」の重点施策のひとつとして、豊橋鉄道、岐阜乗合自動車、宮城交通、福井鉄道などに抜本的な再建策を早期に策定・実行することを指示しており、また有利子負債については削減を加速する考えを発表しています。

バブル期におけるずさん経営で生じた巨額な有利子負債のつけを、さらなるリストラによって、名鉄本体、名鉄グループの労働者を犠牲にして乗り切ろうとしています。

労働組合は、バブル期には賃上げや労働協約改善要求を取り上げてきたものの、バブル崩壊以降の労働組合は会社と競うかのようにリストラに協力しており、労働組合の基本的なあり方が問われています。

私鉄大手各社（除く東京メトロ）の平成 17 年 3 月期の有利子負債額は、9,001 億円以上

4 社、5,001 億円～9,000 億円 4 社、と 5,000 億円以上が 8 社あり、経営を圧迫している。これら各社とも「駅業務の委託・外注化」「バス事業分社化」「関連施設の閉鎖」などこれまでに人件費削減につながるリストラを進めてきましたが、それでもまだ巨額の有利子負債額を抱えており、リストラの嵐はまだまだ収まらないようです。

こうした状況下で、私鉄総連と各単組はどう対応すべきか、それをわが「全労連・ローカルセンターと連帯する私鉄・バス・ハイタク連絡会」が、どう活動を進めていくのか労働者からの期待は大きいのではないのでしょうか。

名鉄グループのリストラ(業種別)

《名鉄グループ》

<合 併>

- ・電気 3 社「メイエレクト」(03 年)

<ホテル・旅館業からの撤退・後退>

- ・名鉄伊東温泉「和風旅館那古野」廃業 (98 年)

- ・「名鉄マリーナホテル」廃業（99年）
- ・「山中グランドホテル」廃業（99年）
- ・「磐梯グランドホテル」廃業（00年）
- ・「南京グランドホテル」売却。（03年）
- ・「サイパングランドホテル」譲渡。海外ホテル事業から撤退。（05年）
- ・「岐阜ルネッサンスホテル」撤退。（03年）
- ・「名鉄岡崎ホテル」撤退。（04年）

<船 舶>

- ・「日本ライン遊船」廃止。（03年）

<レジャー>

- ・「八重山民俗園」「黒島マリンビレッジ」など沖縄事業からの撤退。（03年）
- ・「福島国土観光」清算。（03年）
- ・「渥美花の村」閉鎖。（04年）
- ・オーストラリア現地法人「豪州名鉄」を解散。（04年）
- ・「宮城蔵王観光」撤退。（04年）
- ・「串本海中公園センター」売却（05年）

<スポーツ>

- ・「名古屋スポーツガーデン」（03年）
- ・「豊田パブリックゴルフ場」譲渡。（05年）

<観光バス&タクシー>

- ・「京都観光バス」廃業（99年）
- ・「大阪名鉄観光バス」と「名鉄神戸観光バス」の全株式を譲渡。（03年）
- ・「大阪名鉄タクシー」を売却。（03年）
- ・「北陸交通」解散。（05年）

<賃貸業>

- ・「西三河総合ビル」の閉鎖。（04年）

<情 報>

- ・「名鉄メディア」はセントラルファイナンスに吸収合併。（04年）
- ・「名鉄エージェンシー」譲渡（06年）

<流通業>

- ・「名豊ビル」撤退。（04年）
- ・「名鉄ホームセンター」閉鎖。（05年）
- ・「新岐阜百貨店」廃業。（05年）
- ・「名鉄パレ」・スーパー23店・営業譲渡。（05年）

＜グループ会社数の推移＞

	03年1月24日	04年3月末	05年3月末	
連結子会社	228 社	207 社	186 社	
持分法適用会社	27 社	24 社	22 社	
関係会社計	255 社	231 社	208 社	

《名鉄本体》

＜スポーツ＞

- ・「スポーツクラブ」の外部委託。(01年)

＜鉄道路線廃止＞

- ・谷汲線、揖斐線＝黒野～揖斐、竹鼻線＝江吉良～大須、八百津線の4線廃止。(01年)
- ・特急北アルプス号廃止。(01年)
- ・三河線＝猿投～西中金 8.6km、碧南～吉良吉田 16.4km廃止。(04年)
- ・岐阜市内線、田神線、揖斐線、美濃町線の廃止。(05年)

＜鉄道駅廃止＞

- ・東笠松駅、学校前駅 (05年)

＜鉄道ワンマン運転化＞

- ・美濃町線。(00年)
- ・三河線(知立～猿投)。(01年)
- ・三河線(知立～碧南) 予定。(06年)

＜駅旅行センター廃止＞

- ・碧南中央、知多半田、津島 (99年)

＜自動車事業別会社化＞

- ・バス事業の分社化。「名鉄バス株式会社」設立。(04年)

＜福利厚生制度の見直し＞

- ・健保組合が扱う保養所の契約打ち切り。(04年)
- ・福利厚生施設の下呂寮、不老閣、大里寮廃止。(04年)

＜文化レジャー事業別会社化＞

- ・「名古屋田中千代服飾専門学校」廃校。(99年)
- ・「阿久比スポーツ村」閉鎖。(99年)
- ・「名鉄体育館」閉鎖。(99年)

・南知多ビーチランド、日本モンキーパーク、明治村、リトルワールド、カルチャーセンター、スポーツクラブを別会社化。「名鉄インプレス」として再スタート。(03年)

・「内海フォレストパーク」閉鎖。(03年)

<賃金関係>

・新人事・賃金制度導入(05年7月)

05年3月期・大手私鉄各社の状況

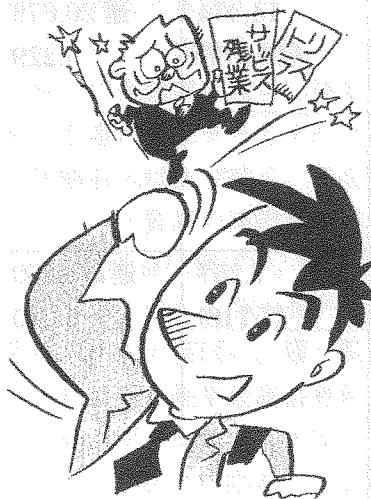
2005Ⅲ夏号日経会社情報から

会社名	有利子負債 連結(億円) (03.3期))	利益 (百万円) 05.3期	特記事項 06年3月期予想
東武鉄道	9,173 (10,243)	連 12,332 4,737	運輸事業低迷で営業減益も、支払利息の減少で営業外収支改善。06年春にJR東日本と新宿一日光間で特急列車を相互直通運転。
西武鉄道	7,933 (8,242)	連 3,500 3,300	04年12月17日に上場廃止。金融機関などとグループの事業再生計画をまとめる委員会発足。 *上場廃止のため古い資料による。
相模鉄道	3,546 (3,735)	連 6,076 5,771	定期が回復も定期外が低迷。不動産事業で分譲物件の販売が増加。相互乗り入れをJR東日本と協議開始。10年開通目指す。
東京急行電鉄	12,435 (15,560)	連 35,432 23,405	東急百貨店と東急エージェンシーが連結対象になり、売上高が拡大。有利子負債の減少で金融収支改善し経常最高益。
京浜急行電鉄	4,431 (4,764)	連 10,925 3,653	羽田空港の第二ターミナルビル開業などで運輸収入は伸び続く。子会社が保有するレジャー資産の減損損失80億円を計上し、純利益は横ばい。東京・台場のホテルを日本生命から330億円で購入。
小田急電鉄	5,961 (6,509)	連 4,030 4,988	運輸業は収入横ばい。複々線化工事の償却負担あるも経常最高益更新。減損会計の早期適用と不動産評価損計上で純利益は減少。小田急不動産などグループ会社の個人名義株を実質保有。有価証券報告

			書を訂正。
京王電鉄	2,069 (2,126)	連 18,764 13,848	鉄道事業は横ばい。不動産事業好調で増収。退職給付費用の減少で運輸業の営業利益が増加。
京成電鉄	3,940 (3,907)	連 11,886 3,132	鉄道は上野―成田間の回復で二ケタ増。運輸業での経費増や支払利息の増加が利益を圧迫し減益。137 億円の減損損失を計上、純利益は 8 割減。
阪神電気鉄道	2,408 (2,384)	連 4,983 2,685	鉄道収入は減るがトラック輸送が伸びて運輸業は堅調。減損損失など特別損失が発生、最終減益。
阪急電鉄 (阪急ホールディングス)	9,381 (9,581)	連 26,078 10,624	鉄道収入減続く。減損損失など特別損失約 150 億円が発生、最終減益。
南海電気鉄道	5,565 (5,936)	連 7,737 5,490	旅客数減り主力の運輸事業は厳しい。不動産の販売減少が響き全体減少。保有する遊園地の減損損失など約 280 億円の特別損失が発生し最終赤字に。
京阪電気鉄道	2,517 (2,711)	連 5,781 2,147	流通事業堅調。レジャー事業も伸びて全体増収。有利子負債の削減で金融収支が改善、特別損失なく最終増益。新施設「KUZUHA MALL」4 月開業に続き「京阪シティーモール」が 5 月末開業。
近畿日本鉄道	14,074 (16,977)	連 20,678 5,229	野球事業からの撤退デレジャーサービス事業が黒字転換するが、減収分補えず営業減益。減損会計の摘要にともなう損失など約 300 億円の特別損失が発生、最終減益に。3 月野球球団の運営子会社を解散。
名古屋鉄道	7,257 (7,716)	連▲5,859 2,040	中部国際空港路線の開通効果で収入伸びる。不採算子会社の清算や合併による効率化が進展。売上高は減少するが、経常利益は改善。前期に前倒し適用した減損損失や整理損失引当金が減り、最終黒字。子会社の名鉄パレを再生ファンドに営業譲渡。新岐阜百貨店撤退。新人事制度導

			入を検討。
西日本鉄道	1,630 (1,923)	連 4,284 3,549	運輸部門は市営地下鉄の新路線開業の影響などを受けて減収。航空貨物やホテル事業が補い 1.5%の増収。経費削減も進み増益。
※営団地下鉄			特殊会社化(株式会社化) 東京地下鉄(メトロ)
※JR 東日本	19,405 (20,429)	連 111,592 96,035	鉄道収入は8月開業のつくばエクスプレスとの競合もあり微増。支払利息減や人件費減も利益を押し上げ。新潟中越地震にともなう特別損失もなくなる。
※JR 西日本	5,567 (6,064)	連 58,996 48,005	山陽新幹線のダイヤ改正で運輸収入増える。全体で増収。有利子負債の削減進み経常増益。
※JR 東海	10,312 (9,572)	連 96,087 90,622	ダイヤ改正による「のぞみ」増発に加え、愛知万博が輸送量押し上げ、通期でも増収。減価償却負担や支払利息が減り経常利益は増加。

(うえむら・よしきよ/名鉄懇談会幹事・当所会員)



2005年10月1日

於：名古屋・労働会館

愛知労働問題研究所第10回総会の報告



研究所は、2年に1回の・第10回総会を10月1日午後ひらいた。当日の参加者は19人と少な目でした。

さいしょに、猿田所長が開会の挨拶を行った。つづいて、第1部、恒例の記念講演。労働総研代表理事 大木一訓・日本福祉大教授から「最近の労働運動の動向と新たな可能性について」約1時間半にわたってお話があった。

はじめに、地球物理学者の著書『地球の内部でなにが起こっているか』を読んでの感想――壮大な挑戦をつづける地球物理学者のとろくみを紹介しながら、労働問題研究と愛知労問研18年のとろくみについてのべ、「存在するだけでも意義がある」と、自虐的ともとれる発言が飛び出した。

労働総研が全労連と共同して取り組んでいる『労働組合の活動実態と課題と展望』調査にとりくんでいることについてふれられた。そのうえで、9月の総選挙の結果をどうみるか。「上っ面の変化に目をうばわれるのではなく、根本的な変化をみるのが」大切と強調し、①二大政党が崩れた（自民党も民主とも「改革」、「改憲」を競い合っている）、②財界、マスコミを総動員、③財界だけを代弁する政党に成り下がった、④従来自民党の支持基盤は壊滅的打撃をうけた、⑤「民主バブルの崩壊」。

一方「たしかな野党」というスローガンは、「志が低い」という批判もあった。いずれにしても、小泉＝奥田体制のあとはたいへんだ。

こうした話に続いて、Ⅰ 世界の労働運動の流れをみる、Ⅱ 日本の労働運動の今日、Ⅲ 職場・地域の状態と運動の新たな可能性の発展、おわりに 財界・政府の新たな攻勢に抗して、の順で話がはじまったが、「はじめに」に時間を費やしたこともあって、後の方は尻切れトンボの状況であった。

「Ⅰ 世界の労働運動の流れをみる」では、世界では、あきらかに昂揚期を迎えている、としてヨーロッパ、ラテンアメリカ、アジア、アメリカの動きについて詳細紹介があった。こうした紹介の締めくくりとして、「労働運動の本来の意味は労働者階級のたたかい」である、と結ばれた。

「Ⅱ 日本の労働運動の今日」では、全労連結成いらいを振り返ってみると「全労連は大したことない……」という見方があるが、「全労連は存在するだけでも意義がある」との大胆発言で、爆笑を誘った。日立争議勝利和解で全労連が果たした役割、全労連・春闘共闘運動の前進、反共主義克服の前進と憲法を守る運動の広がり。プロ野球選手会のたたかいが示した運動の展望、動き始めた青年たちと非正規労働者、外国人労働者の運動、などにふれ、前進面を積極的に紹介した。

しかし、「まだまだ根深い運動における「企業主義」がある。これが一大ネック」と警告を忘れていなかった。また「指導力のある幹部・活動家が不足」しているという指摘もあった。いずれにしても、「連合は問題解決能力を持たない。全労連は紛争解決能力をもっている」と締めくくった。

「Ⅲ 職場・地域の状態と運動の新たな可能性の発展」では、先に紹介した労働総

研と全労連の「共同調査」にふれながら、「仕事への不安のひろがり」とメンタルヘルス問題」の重要性にふれ、「共同調査」の中で発見した「傾聴運動」の重要性を強調した。「とにかく聞くことから始めるべきである」とのべ、同時に「体験的な教育や地域の運動との結合〔参加〕が重要」であるとのべ「体験学習」強調された。

こうしたとりくみ、たたかいのなかで「新しいタイプの組合が生まれている」「運動、組織形態が、いままでと違ったものがあらわれている」ことに注目する必要性があると強調された。

「おわりに 財界・政府の新たな攻勢に抗して」では、「金融寡頭制国家」「ファン・ド資本主義の影響」を受けた小泉専制政治と真っ向から立ち向かっていかなければならない。また、「労働契約法制」に見られる「奥田財界の労働運動壊滅作戦」そのものに矛盾がある。として、最後に「いまこそ多方面の活動家・専門家・研究所の共同を強めなければならない」と結んで、講演を終わった。

第2部は、総会で、議長に阿部理事（元愛労連議長）を選び、事前に配布した「総会議案」にそって西野事務局長が報告・提案をおこなった。

報告・提案に対して、のべ10人が発言をした。新日鐵の辻井さんからは、「大企業の社会的責任は重大。新日鐵は、自動車が元気で、造っても造っても追いつかない。合理化、合理化で追いまわされている。昨年から、中途採用を始め、人べらしのための出向・転籍をとりやめた。労働組合大会で、東海・大府・東浦の市町合併推進の方針を掲げ、合併して公務員を減らして、若い者を取り込むんだ……との発言。職場の健常者は18%から5%に激減している。トヨタイズムが、新日鐵にも注入されてきている」

阿部愛労連労働相談所長からは、「労働相談で、精神疾患の人が多くなっている。労働相談は、心の相談センターになっている」

見崎前愛労連議長からは、「愛高教退職者会で少人数の勉強会をやった。憲法24条〔生存権〕をとりあげた、私は、労働現場の実態と憲法についてしゃべった。参加者〔元教員〕は、90年代以降、労働者の権利・ルール破壊のひどい進行状況を、まったく知っていないのに驚いた。参加者から「法が崩されている。守ることを教えてきたが、守るべき法がこんなに崩されていると知らなかった」と驚いていた。卒業生の若い人たちが7時に出勤・11時〔23時〕に帰る、というセブン・イレブンの生活では、まともな人間が育つだろうか。」と感想を述べていた。

住友軽金属の鈴木さんは、「出向裁判をたたかい・地裁では負けたが、高裁で和解し、本年4月から住軽に戻った。CSRを果たさんと企業が損するという、風潮を広げないといけない。」

などの発言のあと、報告と方針を参加者の拍手で了承し、別記のよう、第10期役員を選出し、総会を終わった。総会后、第1回理事回を開き、所員の委嘱を行い、そのご有志で「懇親会」会場へと流れていった。

第10期 役員体制

理事長 井上 利雄

理 事 [順不同]

＜団体会員選出＞	(愛 労 連)	羽根 克明	(議 長)
	(自治労連)	梅野 敏基	(委員長代行・副委員長)
	(名古屋市職労)	大橋 宗明	(委員長)
	(医労連)	稲葉 哲久	(副委員長)
	(JMIU)	原田 敏之	(前委員長)
	(建 交 労)	谷藤 賢治	(書記長)
	(愛 商 連)	太田 義郎	(会 長)
	(自由法曹団)	加藤洪太郎	(支部長)
	(愛知争議団)	勅使河原勇	(事務局長)
	(健康センター)	宮崎 脩一	(事務局長)
	(学 習 協)	久田 隆章	(事務局長)
＜研 究 者＞	(中 京 大)	猿田 正機	
	(日本福祉大)	大木 一訓	
	(同)	長沢 孝司	
	(名古屋経大)	木村 隆夫	
	(同)	後藤 基	
	(名 城 大)	谷江 武士	
	(愛 知 大)	宮崎 鎮雄	
	(東邦学園大)	森 靖雄	
＜運動経験者＞	阿部 精六	(元愛労連議長)	
	見崎 徳弘	(元愛労連議長)	
	駒田 富枝	(元自治労連県本部副委員長)	
	後藤 清満	(元国労名古屋地本委員長)	
	柏木 啓韶	(日本共産党副委員長・労働部長)	
	伊藤 欽次	(元自治労愛知県本部書記長)	
	西野 脈郎	(元中部電力人権裁判原告)	
監 事	富田偉津男	(税理士・元全国税県支部役員)	
	太田 孝雄	(愛自交委員長)	

永年、理事を務めていただいた、成瀬 昇さん(革新懇代表世話人、元愛労評議長)は、ご本人から「理事就任を辞退します。小生80歳になりました。すべての社会活動から引退すべきと思っていましたが憲法を巡る危機的状況は黙視できません。憲法を守る運動と革新懇活動を除きすべての役職は辞退します。よろしく願い申し上げます。」とのお申し出があり、そのように取りはからわせていただきました。こんごも研究所事業の発展にひきつづきご協力をおねがいする次第です。

原発問題住民運動静岡県連絡センターが、中部電力に
回答を求めた質問書の全文をご紹介します。



：質問書：

中部電力株式会社

2005 年 10 月 7 日

社長 川口 文夫 様

浜岡 4 号機へのプルサーマル導入に強く反対すると ともに、以下の質問事項への回答を求めます

原発問題住民運動静岡県連絡センター
齊藤 実、 唐沢裕史

貴社は去る 9 月 13 日、川口社長自ら県庁を訪れ、2010 年から浜岡原発 4 号機でプルサーマルを実施するとして、県の理解と協力を求められました。全国的に見ても反対世論が多く、実施が大幅に遅れてきたプルサーマルを、貴社があえて行う理由は以下の通りであると認識致します。

①エネルギー資源に乏しい日本が、将来にわたり安定したエネルギーを確保するには、ウラン資源を有効に利用するプルサーマル計画は必要である。

②原子力安全委員会が平成 7 年 6 月に了承した報告書「発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について」で安全性が確認されている。

③国策である。

更に③の報告書で述べられている安全性の根拠は、以下の通りであると認識致します。

①通常の軽水炉においても発生するエネルギーの 1/3 はプルトニウムが寄与している。

②海外・国内での実績があること。また、そこから得られた詳細な核データに基づいて設計されている。

しかしながら、これらはいずれも破綻が明白なプルトニウム循環方式に固執するための理由にすぎず、プルサーマルは導入すべきではないということが私たちの見解であり、以下その趣旨を述べます。

- 1) 将来にわたり安定したエネルギーとはいうものの、MOX 燃料が割高であることは、OECD/NEA の新しいレポートからも明らかです。これらの報告に基づき、再処理コストを考慮しない MOX 燃料の費用を通常のウラン燃料 1.7~2.5 倍、再処理コストを考慮すると 2.4~2.9 倍と試算した研究機関もあります。すなわち電気料金の値上げ、電力会社の経営圧迫という事態は必至であり、今後の電力自由化とあいまって、安定したエネルギー供給とはなりえません。

また、プルサーマル計画とはそもそも、剰余プルトニウムを減らすことが目的の計画であり、ウラン資源の有効利用のためというのはごまかしではありません。ウラン資源の有効利用が可能なのは、高速増殖炉においてのみです。

- 2) 通常の軽水炉でもプルトニウムは寄与しているとはいうものの、プルサーマル計画では、燃料の初期からプルトニウムがより多く存在することになり、炉内での核的特性が変化する要因になります。これは原子力安全委員会が自らの報告書の中でも認めていることです。
- 3) 海外では、貴社と同型の BWR での 1/3MOX 装荷実績は一例たりともありません。また国内での MOX 実績は、ふげん、もんじゅ、敦賀 1、美浜 1 ですが、いずれも炉型、燃焼度、装荷率等で、貴社の計画とは著しく異なるものであり、前例とする実績とはなりません。
- 4) MOX 炉心の場合、超ウラン元素の蓄積がより多くなります。超ウラン元素は、過酷事故が起きて放出された場合、より深刻な放射線被害を人体に与えることになります。ICRP が勧告する線量係数により被曝線量を試算すると、通常の原子炉の 2.3～2.5 倍となります。東海地震が予測される場所に立地する浜岡原発でのこうした MOX 使用はすべきではありません。

以上ですが、こうした私たちの見解に対する貴社の意見をお伺い致します。分かりやすく回答していただきたいため、以下のように質問を設定させていただきます。申し訳ありませんが、10 月 14 日（金）午前までに文書回答をお願いします。

- ① MOX 燃料が割高であることは、否定し得ない事実ですが、採算はどのようにとるつもりでしょうか？予算について具体的な数値も示しながらご提示下さい。
- ② 私たちから見ると取るに足らない実績をもって、プルサーマル計画は安全だとしているようですが、今一度貴社でのプルサーマル計画が安全であるという根拠を示して下さい。その際、装荷率 1/3MOX、定格電気出力 113.7 万 kw（浜岡 4 号機）での各燃焼度（10,000 20,000 30,000 40,000 50,000Mwdt）における、ボイド係数、ドップラー係数、減速材温度係数、核分裂ガス発生量、制御棒価値の低下度を示しつつ説明してください。
- ③ 軽水炉で 1/3MOX 燃料を使うことで、運転から保管、再処理などの段階で安全性の余裕度（原発の危険性が少しでも増す）が低下することはありませんか。

以上に対する回答を踏まえ、私たちとしては私たちの見解に基づいて住民に宣伝活動を行っていくことにしております。（注：文書回答は届いていない）

原発問題住民運動静岡県連絡センター

〒420-0033 静岡市葵区昭和町 2-2 S・I・A ビル 3F 静岡県高等学校教職員組合気付



<紹介>山下東彦『戦略としての労働組合運動』(文理閣)

研究所設立以来の会員で「所員」として研究所活動発展のために尽力いただいている労働問題研究者の山下東彦（もとひこ）さん＝春日井市在住、がこのほど『戦略としての労働組合運動 能力主義・成果主義・同一労働同一賃金』を文理閣から出版されました。

× × × × × × × × × × × × × × × × × ×

山下さんは、巨大独占・石川島播磨重工の労働者でした。1961年、大学卒業と同時に合併前の名古屋造船（1964年石播に合併）に技術者として入社。すぐに「全造船名古屋分会」の職場代議員となって積極的に組合活動を展開した。会社はすぐさま、本人の意に反して営業マンに職種を変更し、1962年神戸営業所、つづいて大阪営業所、1965年名古屋営業所へと「身柄護送」した。名古屋営業所時代の3年間、執行委員選挙に立候補、逐年得票数をのばしながら、落選。でも、全造船の大会代議員には毎年当選していた。

1968年「工事監督員」として3年間東京に常駐（といっても旅ガラスで工事現場を転々）という転勤命令が出された。「転勤の合理性」は全くなかった。山下さんはこれを拒否すると、「懲戒解雇」の仕打ちがかけられた。山下さんは「名古屋造船所へ、技術者として復帰を！」を叫びつづけ、「山下君と家族を守る会」と労働組合・民主団体の支援のもとでたたかいつづけ、7年後、1975年7月名古屋高裁で「勝利的和解（懲戒解雇撤回・雇用関係継続確認、未払い賃金等支払い、「和解」日に自己都合退職）」をかちとった。

このたたかひの主人公であった山下さんは、そのご日本福祉大学研究生として研究活動に入り、ひきつづき、トヨタ自動車の労働問題などを手がけ、多くの論文を発表してきた方です。

山下さんは、争議解決にあたって刊行された『石播・山下闘争の記録』（1975年9月）に「労働運動論の探求」という小論を掲載している。この「石播・山下闘争」とその後の研究活動が、こんどの『戦略としての労働組合運動』に凝縮されている、と思われる。

× × × × × × × × × × × × × × × × × ×

『戦略としての労働組合運動』はサブタイトルが示すように、能力主義・成果主義・同一労働同一賃金をキーワードにして、労働組合運動の再生の道をあきらかにする試みである。山下さんは、「新自由主義勢力は勢いを強め、競争をあおり、連帯の破壊をますます強めている。労働組合運動をはじめ対抗勢力は、有効な機能を果たしているようには見えない」。しかも、（トヨタのような）「企業全体主義は企業外にもちこまれようとしている」との危惧をもちつづけている。そこから、「なぜ労働組合運動は退行したのか、再生の道はどこにあるのか」を「奥に秘めた情熱」を傾けて探求したのが、この本書である。

山下さんは言う。「私はこの本において、いったいこのような全般的な社会（助け

合い)の崩壊が進んだのか、そしてそれに対して私たちがどのように対抗したらいいかを可能な限り明らかにしたい。私は、これらの問題を考えるうえで、日本の政治・社会のベースに大企業(日本的経営)と企業別組合を考察の基礎においた。この本では、大企業に深く従属し対抗力を喪失した日本の労働組合運動を、おもに問題にする。なぜなら、日本の社会の民主主義的再生は労働組合運動の再生を抜きにして考えられないからである。なぜ、どのようにして労働組合は退行してしまったのだろうか。そこからの脱却の道とはどのようなものなのか、これがこの本の中心的テーマである」(序章)と心情を吐露しています。

☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☒

この本は、一口でいえば、「同一労働同一賃金と普遍主義的福祉、全国一律最低賃金制」(「三原理」)を、労働組合運動が徹底的に追及し、たたかいの軸にすえるべきであるというのが、中心テーマであると理解する。山下さんは、「労働組合と労働者の力の源泉は「企業をこえる」ところにある。企業別封鎖から脱却するには、企業をこえた同一労働同一賃金(労働の質と量にもとづく賃金)、普遍主義的福祉や全国一律最低賃金制の3つの原理が基本であろう。「産業、地域が基礎」を介してはじめて「職場が基礎」になることの理解が不十分だったと思う」とするどく指摘している。

x x x x x x x x x x x x x x x x

本書は、大きくⅢ部からなっている。「第Ⅰ部 能力主義と成果主義」で、能力主義・成果主義賃金をとおして「同一労働同一賃金」の意味を明らかにすることをねらったものである。

「第Ⅱ部 同一（同等）労働同一賃金をめぐる歴史と理論」では、労使（資）のたたかひの歴史のなかから、労働組合運動の何が不十分だったのか（さまざまな前進があったとしても）、能力主義や成果主義と有効にたたかえず、同一労働同一賃金に進むことができなかった労働組合運動の理論とはどのようなものであったかを明らかにしようと試みたものである。もちろん山下さんは自己の経験と信念にもとづいて言う。「とはいえ、たたかひを清算主義的に見る必要はない。戦前・戦後の労働組合運動は、基本的モチーフからいって、まさにこの点をめぐってたたかわれてきたとさえいえるのである。私たちはこれを受け継ぐ必要がある。」と述べていることである。

そして「第Ⅲ部 日本における労働組合運動の理論と現実」では、「それでは日本の労働組合運動は、どのように運動を行うべきか、がここでの課題になる。」として、「日本での同一（同等）労働同一賃金を実現しようとするときの特殊性」を明らかにしつつ、上記の「三原理」が、「日本の統治構造を根本から転換する意義をもっている」と主張している。さらに、「日本では労働者自身が同一労働同一賃金より年功賃金を望んできたという労働組合運動の歴史的難問」の「解」にも挑戦している。

× × × × × × × × × × × × × × × × ×

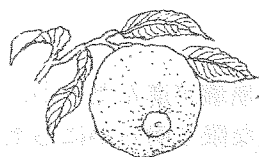
ぜひ多くの方、とくに労働組合運動の先頭に立っている役員・活動家のみなさにご一読願いたいものである。

(K-1)

◇ 研究所でも、本書を取り次ぎしますので、ぜひご連絡ください。

<052-883-6978、FAX883-6958>





☆2005年9月15日以降の主な活動日誌

〈9月〉17日～18日労働総研労組聞き取り合宿 18日自動車産業職場政策研究会・安井所員励ます会 23日元愛労連議長見崎さん励ます会・23～24日苦い涙の大地から上映 27日イラクからの報告 〈10月〉1日第10回愛知労働問題研究所総会・第1回理事会・アジアの平和と憲法9条 8日連続憲法講座・教育基本法を実現するってどういうこと 16日自動車産業職場政策研究会 20日、27日韓国タイヤ労使66名来訪 〈11月〉3日憲法9条を守ろう県民のつどい 12日第1回所員会議・第13回トヨタ調査委員会

☆今後の主な予定

〈11月〉16日愛労連・地域労連秋の地域総行動・第64回栄総行動 17日共産党県政問題懇談会 18～20日名古屋救援美術展 19日憲法改悪阻止、大増税反対国民集会・明治公園 20日第9回あいち小牧平和集会 23日健康センターなんでも相談 23日学術運動交流集会・国際会議場 24日愛知春闘共闘委員会総会・本館 26日愛知争議団総会・本館 27日第22回トヨタシンポ・豊田市・愛知に働く臨時パートつどい・東館・消費税をなくす愛知の会総会 〈12月〉3～4 愛労連、春闘共闘06春闘討論集会・定光寺・3日愛知県消費者大会 4日第24回新婦人愛知県大会 10日革新愛知の会25回総会・東館 10～11日第7回人権を映画で観る 11日新民主会館竣工式 11～12日労働会館懇親会 17日連続憲法講座・アメリカの戦略を読む・東館 18日自動車産業職場政策研究会 〈1月〉11日愛労連旗開き・東館 14日新春大学習会13～・サン笠寺 19日日本経団連包囲行動・トヨタ、中電 21日第2回理事監事所員合同会議 29日愛労連臨時大会

☆ホームページで、研究会案内を続けています。http://www.roren.net/romonken

☆研究所寄贈・購入文献紹介「名古屋学院大学「新聞記事集成」5月」「日本仏壇工芸産業の研究」「社会運動ユニオニズム」「戦略としての労働組合運動」「仕事の中の曖昧な不安」「財界とは何か」「スズキ思想賃金差別判決書」「働きすぎの時代」

☆今回124号特別号を発行しました。執筆いただきましたみなさまのご協力に感謝いたします。あわせて会員の皆様からの積極的な投稿をお待ちしております。

* 「所報」第124号（隔月刊） / 発行日2005年11月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所（略称：労問研）

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX(052) 883-6978/883-6958 Eメールai-romonken@roren.net

* ホームページ http://www.roren.net/romonken/

* 研究所会費（年）個人6000円 団体1口・12000円 * 会員の購読料は会費に含む。収入のない大学生・院生割引あり相談下さい。送金先：郵便振替00860-6-80604 愛知労働問題研究所/U F J 金山・普通口座1368019

* お願い：05年度会費納入にご協力下さい。

